

建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、入札の透明性及び公正性を確保するため、建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札執行後に公表される予定価格の算出の基礎となる設計に関する疑義（以下「質疑」という。）の照会及び質疑に対する回答を行う手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱の用語の意義は、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱、大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

（適用対象）

第3条 この要綱の適用対象は、入札に参加しようとする者が、入札手続を大阪府電子調達システム（以下「入札システム」という。）を用いて行う建設工事等に係る一般競争入札のうち、予定価格を入札執行後に公表する一般競争入札とする。

（質疑のできる者）

第4条 質疑のできる者は、質疑を行おうとする入札案件について入札書を提出した者（以下「入札書提出者」という。）とする。

（質疑のできる期間）

第5条 質疑のできる期間（以下「質疑期間」という。）は、予定価格を公表した時刻から予定価格を公表した日から起算して3日後（休日等を除く。）の午後4時までとする。

（質疑の方法）

第6条 質疑は、入札書提出者が入札システムに登録することにより行うものとする。

（質疑到達の確認）

第7条 発注機関の長は、質疑の到達を大阪府調達業務支援システム（以下「業務システム」という。）により確認するものとする。

（質疑に対する回答）

第8条 発注機関の長は、質疑のあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設計金額を積算するために必要となった資料を確認し、質疑の内容に対して回答するものとする。

- (1) 第6条に規定する方法以外の方法によるもの
 - (2) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
 - (3) 建設工事等の一般競争入札に関する大阪府の要綱、要領及び基準並びに公表された設計図書等で確認できるもの
 - (4) 大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱第12条及び大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱第12条の規定による電子入札公告等及び設計図書等に対する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの
 - (5) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
 - (6) 入札書提出者名が特定できる内容が記載されたもの
 - (7) 質疑に係る文字、数字等が判読できないもの
 - (8) 当該入札に直接関係のないもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、質疑として取り扱わないことが適当であると発注機関の長が認められたもの
- 2 質疑が前項各号のいずれかに該当するときは、回答すべき質疑として取り扱わない旨を回答するものとする。

(回答の期間及び方法)

第9条 前条に規定する回答は、発注機関の長が、質疑期間の終了日から起算して3日後(休日等を除く。)までに、業務システムに登録することにより行うものとし、全ての入札書提出者が閲覧できるようにするものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難な場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

(回答の報告等)

第10条 発注機関の長は、質疑に対する回答を行ったときは、当日中に、業務システムにより契約局長に報告するものとする。

2 契約局長は、質疑期間の満了後速やかに、質疑の有無を業務システムにより確認するものとする。

(回答の取り扱い)

第11条 契約局長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該入札事務を続行することが適当でないと認めるときは、その旨を、第8条の規定による回答をした日の翌日(休日等を除く。)までに、大阪府ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、同月21日以降に公告する建設工事等の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日以降に公告する建設工事等の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に公告する建設工事等の入札から適用する。